

長岡市が定める都市計画について

- ・都市計画は、その内容により、長岡市が定める都市計画と、新潟県が定める都市計画に区分されています。
- ・長岡市に提案することができる都市計画は、長岡市が定める都市計画となります。

【 都市計画の種類と決定区分 】

	長岡市が定めるもの (長岡市に提案できるもの)	新潟県が定めるもの (新潟県に提案できるもの)
土地 利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 ・特別用途地区 ・高度地区 ・高度利用地区 ・防火地域、準防火地域 ・風致地区（面積 10ha 未満） ・地区計画等 <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域と市街化調整区域の区分 ・風致地区（面積 10ha 以上） <p style="text-align: right;">など</p>
都市 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（4車線未満の市道） ・公園、緑地、広場（面積 10ha 未満） ・公共下水道（排水区域が長岡市内のもの） ・ごみ焼却場 ・ごみ処理場 ・火葬場 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（一般国道、県道、4車線以上の市町村道） ・公園、緑地、広場（面積 10ha 以上） ・公共下水道（排水区域が2以上の市町村にわたるもの） ・産業廃棄物の処理施設 <p style="text-align: right;">など</p>
市街地 開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（面積 50ha 以下） ・市街地再開発事業（面積 3ha 以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（面積 50ha 超） ・市街地再開発事業（面積 3ha 超）

※「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、提案できる都市計画の対象外。